

## 第654回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成24年 7月 10日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

(1)業務部の事務分担について

業務部 徳永 管理課長

(2)区分1申告書類提出省略に関する取扱いについて

業務部 内山統括審査官（通関総括第1部門）

(3)「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令」の廃止について

業務部 山田統括審査官（通関総括第3部門）

(4)通関業法基本通達の一部改正について

業務部 大田 首席通関業監督官

4、その他・連絡事項等

開催予定日 **8月は休会**

平成24年 9月 4日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [yokohama@kanzei.or.jp](mailto:yokohama@kanzei.or.jp)

業務部事務分担一覧表

部門名	事務内容
収納課 045-212-6140	○ 関税等の納付・徴収・担保に関する事務 ○ 輸入貨物に関する証明事務
税関相談官 045-212-6000	○ 税関の所掌事務に係る相談・苦情に関する事務 ○ 引揚者から預かった証券等の保管整理
通関総括第 1 部門 045-212-6150	○ 輸出入通関業務に関する事務運営の調整・総括事務
通関総括第 2 部門 045-212-6110	○ 戻税に関する事務 ○ 輸出入通関手続きに関する承認・届出に関する事務（本船扱い・ ふ中扱い、原産地証明書提出猶予、関税割当証明書提出猶予等） ○ 製造たばこ・塩特定販売業者に関する届出に関する事務 ○ 輸出貨物に関する証明事務 ○ 時間外執務要請届に係る総括事務
通関総括第 3 部門 045-212-6153	○ 法令・通達の解釈、他法令、特惠関税に関する事務
通関総括第 4 部門 045-212-6059	○ 不正輸出の取締りに関する事務 ○ 輸出入者の指導に関する事務
通関情報部門 045-212-6162	○ 輸出入通関関係の情報の集約に関する事務
特別通関第 1、2 部門 045-212-6115	○ 輸出入通関（第 1 類～第 2 4 類、第 9 4 類～第 9 7 類及びマニユ アル申告） ○ 執務時間外の輸出入通関に係る事務
通関第 1 部門 045-212-6164	○ 輸出入通関（第 2 5 類～第 6 7 類）
通関第 2 部門 045-212-6161	○ 輸出入通関（第 6 8 類～第 9 3 類、プラント貨物）
特殊鑑定部門 045-212-6154	○ 犯則・公売貨物の鑑定事務 ○ 計量器の認定に関する事務
減免還付部門 045-212-6188	○ 関税の還付に関する事務 ○ 条件付き減免税貨物に係る事後確認事務
特別審査官 045-212-6112	○ 輸出令別表第 1 関係事務 ○ ワシントン条約関係事務
分析部門 045-451-2056	○ 輸出入貨物・犯則貨物の分析に関する事務
通関業監督官 045-212-6051	○ 通関業の許可・監督、通関士に関する事務 ○ 通関士試験に関する事務
税関訟務官 045-212-6027	○ 税関に対する不服申立て、訴訟に関する事務
関税鑑査官 045-212-6156、6157	○ 関税率表の解釈・適用、品目分類に関する事務
原産地調査官 045-212-6174	○ 輸出入貨物に係る原産地認定の解釈・適用に関する事務
認定事業者管理官 045-212-6125	○ AEO事業者の承認・認定に関する事務
知的財産調査官 045-212-6116	○ 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査・認定手続きに関する 事務
関税評価官 045-212-6139	○ 輸入貨物の課税価格の算定、解釈、適用に関する事務



## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（「相互に関連するもの」の意義）</p> <p>9-1 法第9条ただし書に規定する「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの」とは、例えば、次に該当するような場合をいう。</p> <p>(1) プラント輸出の場合における当該プラントに係るそれぞれの輸出申告</p> <p><u>(2) 輸出申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（以下この項において「輸出申告等」という。）の後許可前に積込港が変更されたことによる当該輸出申告等の撤回の申し出と当該撤回の申し出後最初に行われる輸出申告等</u></p> <p>(3) <u>特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示</u></p> <p><u>(4) 輸出申告等にこれと併せて保税運送申告が行われ、かつ、当該輸出申告等の許可後に積込港が変更された場合における当該輸出申告等と当該許可に係る積込港変更の申請</u></p> <p>(5) 保税運送申告と当該運送に係る貨物が運送先に到着後最初に行われる輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請</p> <p>(6) 税関の管轄区域を越えて行う各種申告申請手続に係る不服申立て手続</p> <p>(7) 一の物品の一時輸入のための通関手帳（物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）第2条第1号に規定する「通関手帳」をいう。後記18-1(3)において同じ。）による輸出申告又は輸入申告</p>	<p>（「相互に関連するもの」の意義）</p> <p>9-1 法第9条ただし書に規定する「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの」とは、例えば、次に該当するような場合をいう。</p> <p>(1) プラント輸出の場合における当該プラントに係るそれぞれの輸出申告</p> <p>(2) <u>関税法第67条の3第6項に規定する特定輸出申告又は特定委託輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示</u></p> <p>(3) 保税運送申告と当該運送に係る貨物が運送先に到着後最初に行われる輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請</p> <p>(4) 税関の管轄区域を越えて行う各種申告申請手続に係る不服申立て手続</p> <p>(5) 一の物品の一時輸入のための通関手帳（物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）第2条第1号に規定する「通関手帳」をいう。後記18-1(3)において同じ。）による輸出申告又は輸入申告</p>